北海道の製材業史話

（その11）製材業に求められていること

林政ジャーナリスト　坂　東　忠　明

製材工場はいつまでも“木工場”ではない。時代は未来志向に進んでいる。製材工場は，近代化の果実を取り込んで木の温もりを提供する“森の工場”と言われている。製材工場は，生きた生物原料を扱い，無垢の魅力を持った加工製品（部材）もつくりだすことができる。

製材工場は人工林材を挽く時代となり，産地証明された原料を使用し，加工材は人工乾燥室で安定した品質を作り出し，高品質の製品を製造する近代的な工場へと脱皮する時代となってきた。現実に各製材工場はどう対応しているのだろうか。

■乾燥技術の進歩と関心

人工林材には狂い・割れやヤニの浸出の欠点があり，これを除去するために林産試験場では昭和40年代後半からカラマツの間伐材で乾燥技術の開発研究をはじめた。以来試験場は，樹種特性に応じた適正な乾燥方法を行い，捩れ，割れ，曲り，ヤニなどの防止に効果のある脱脂乾燥，圧締乾燥，高温乾燥等の試験を重ねてきた結果，木製品の適正な含水率までに制御する水準を確立するまでになった。

やがて製材業者の乾燥材に関する関心が高まり，昭和61年には道内製材業者の有志により「北海道乾燥材普及協議会」（会員47社）を設立し，会員間や需要者へ普及宣伝するために乾燥材に関する情報収集や乾燥技術の向上と品質の統一をめざす研修会や交流会などの活動をはじめた。

■進まない乾燥設備の導入

昭和62年度までの道内の乾燥設備の現状をみると，乾燥施設の導入は152社，総室数515，1室当り平均収容材積15.2㎥であるが，乾燥材出荷量は，昭和62年の全道建築用材出荷量1,403千㎥に対して105千㎥と乾燥材の出荷率は7.5％と少ない。ということは大部分の建築用材は未乾燥のままに出荷，使用されていたということである。

平成27年度，都道府県別の製材品出荷量をみると，北海道は901千㎥と，広島県の1,055千㎥に次いで全国第2の製材品出荷量だった。しかし，この出荷量のうち北海道の人工乾燥材率は7.9％と全国最低である。茨城県の69.7７％，栃木県58.1％から大きく離され，人工乾燥材率の低い鹿児島県の14.3％からもその差は明白である。

概ね乾燥材率の低い都府県は，国産材を挽く工場が多く，人工乾燥材率の最も高い広島県は製材品出荷量の83％が外材である。臨海型の製材工場は外材専門工場が多く製材規模も大きい傾向にある。北海道は外材専門工場が極端に少なく，内陸型の多数の小規模工場によって成り立っていることがひとつの原因と考えられる。

こうした背景について，林産試験場は，針葉樹建築用材の乾燥技術の歴史が浅いこともあり，針葉樹の乾燥に対する認識も十分に広がっていないことを指摘するが，針葉樹製材業界でも木材乾燥の必要性を十分に認識しているものの，乾燥コストの負担が大きく，製材品に乾燥費用を転化するだけの道産製材品の価格維持力が弱いために乾燥設備の導入が遅れているのではないか。

製材は人工乾燥して表面四面をきちんと仕上げた寸法精度の高い材料である。これを製品化して信頼性を獲得し，高品質の乾燥材をユーザーに提供することができる。そのためには製材業は，乾燥施設を完備して木材乾燥技術者を確保し，乾燥経費の負担軽減を図る合理的な工場システムを構築して企業経営を強化しなければならないであろう。

■設立83年の㈳北海道林産物検査会

北海道には都府県にはない「北海道林産物検査会」がある。その歴史は戦前期の昭和9年の道営事業までさかのぼる。本年度（2017年）で設立83年を重ねてきた協会である。戦後の木材統制の解除に伴

い，昭和25年，農林物資規格法が公布され，素材，製材等の検査は道営から離れて民営組織の登録格付機関の検査会が行うことになった。

昭和44年には社団法人化となり，「道内林産物の検査，生産技術の指導等事業を通じて，品質改善，生産合理化，取引の公正化」を目的に，日本農林規格法に基づいた格付検査（JAS認定）を実施する第三者機関となった。

■標準化に向かうJAS規格と現状

木製品は農林規格法の統一した基準の下で，規格と品質が担保され，不良品や規格外を市場から排除することができる。これにより公平な取引が行われ，JAS製品に対する信頼を高め，顧客は安心してこれを使用することができる。JAS認定は製材工場の社会的使命を宣言すると同時に責任の重大さを負うものとしてその地位を確保することになる。

昭和45年のJAS認定の製材工場は723工場だった。平成28年の認定工場は123工場と，製材業の廃止等で認定数は減っている。平成26年度道内の製材工場は187工場で，JAS認定工場は60％と，比較的認定工場は浸透している。

平成28年9月現在の「JAS認定工場一覧」によれば，123の認定工場のうち，扱う認定対象の農林物資で多いのは未乾燥人工材の構造用，造作用，下地用製材で93社である。これに対して人工乾燥した製材の構造用，造作用，下地用製材を扱う工場は56社である。未乾燥人工材が多いのは，本道製材業の販売の比重が高い梱包材や土木工事用材に置かれている現状を反映しているためである。

■JAS規格への評価

枠組壁工法構造用製材は22社，また保存処理製材構造用・下地用製材も8社と少ないことから分かるように，本道では住宅建築関連用材を出荷する工場の体制が整っていない工場が多い。

また住宅建築需要の市場が人口の集中する札幌圏などに限られており，需要先の狭さ，安定した企業収益の不確実性があり，認定審査や検査に係る手数料等の費用負担を考慮すると，JAS認定を回避せざるを得ない事情があると思われる。

最近，木材自給率を上げるために地元産の「道産材」を愛用しようという機運や成長産業化の政策的課題が注目される中にあって，格付機関の検査会の役割は顧客からの信頼を得るためには大きいのだが，JAS認定のロゴマークで品質管理を明示された製材品が社会的に認知され，他の製品との差別化，あるいは義務化される道筋が整備される可能性が見いだされれば，JAS認定に対する製材工場の期待や評価も変わるはずである。今後の注目課題となるだろう。

■違法伐採に対する製材業の対応

特に南洋材等の原木輸入の中には環境破棄を伴う違法伐採による輸出が混入し，これが本来の適正な原木価格を押し下げ，原木の輸入大国では国内の原木価格が不当な取引の影響を受けているとされ，違法木材の貿易を禁止すると取引規制法が米国やEUで相次いで実施されている。

米国の「レイシー法」（平成20年）は，違法な木材の採取，保有，移動又は販売された木材の輸出入，運搬，売買，取引について禁止している。懲役刑か罰金が科せられている厳しい法律である。

一方，我が国には平成18年に導入された「グリーン購入法」がある。同年，林野庁は「木材・木製品の合法性，持続可能の証明のためのガイドライン」を策定したが，罰則措置の緩やかな自主的で法的拘束力のない「合法木材証明」制度にとどまり，違法伐採の輸入を規制するだけの効力となるかは未知数である。

道産材中心の道内製材工場には直ちに違法伐採が混入する最悪の事態を想定し難いという認識があり，多くの製材工場は「合法木材証明」を発行して対応している現状である。平成28年には「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が成立したが，今後，製材工場は，トレーサビリティシステムの管理体制を確立して，違法伐採木を締め出す努力が求められるだろう。

【参考資料】

1『KD・REPORT（VOL.59）』日本木材乾燥施設協会　平成28年6月発行

2『北海道における建築用材の乾燥』林産試だより　林産試験場　1989年5月号